

教育振興補助金にかかるQ & A（令和3年度版）

■教育相談体制の整備事業について

(Q) 「八 教育相談体制の整備」について、中高一貫校の場合は、中学校で月2回以上、高等学校で月2回以上の活用実績がないと補助対象とならないのか。

(A)

- そのとおりです。

(Q) 「八 教育相談体制の整備」について、有資格者（公認心理師、臨床心理士、精神科医、社会福祉士、精神保健福祉士など）は、国家資格であれば認められるのか。例えば、看護師や養護教諭は対象となるか。

(A)

- 臨床心理士が民間資格であるように、有資格者は必ずしも国家資格である必要はありません。カウンセリング等に関する専門的な知見等を有することを外形的に確認できることを想定しています。
- なお、看護師、養護教諭、教員退職者であることや、大学教授といった職種によって、直ちに有資格者であると認めることは困難です。

(Q) 「八 教育相談体制の整備」について、補助要件に「原則として毎月2回以上の活用実績があること」とされているが、夏季休業等や学校行事等の関係で月1回のみの方があつた場合でも補助対象になるか。

(A)

- 特定期間を取り出して補助要件の充足状況を判定するものではありません。前段に「契約期間中」とあるため、契約月数に2回を乗じた回数以上の活用実績があれば補助対象となります。

(Q) 「八 教育相談体制の整備」について、「学校に常駐する等」との記載があるが、常駐とみなされる勤務日数等の基準はあるのか。

(A)

- 常勤勤務であることや非常勤であっても顧問契約のように、必要に応じて随時活用することができる場合は、補助対象外としています。

(Q) 「八 教育相談体制の整備」について、スクールカウンセラーが、児童生徒だけでなく、教諭や保護者からの相談も受け付ける場合、活用実績に算定することで差し支えないか。

(A)

- 差し支えありません。

(Q) 「ハ 教育相談体制の整備」について、「児童生徒等による毎月2回以上の活用実績」とあるが、児童生徒等がスクールカウンセラー等に直接面会して相談する必要か（電話、メール、LINE、リモート等で、直接面会する以外の方法も可能か）。

(A)

- 相談方法や相談場所についての定めはありませんが、活用実績を確認できる方法であることが望ましいと考えます。なお、スクールカウンセラー等の勤務管理や適切な相談方法等となるよう配慮が必要と考えます。

(Q) 「ハ 教育相談体制の整備」について、県の補助要件には有資格者のほか「国又は地方公共団体が主催する生徒指導及び教育相談に関する専門的な研修を修了した者等」を配置している場合も補助対象としている。この場合、国の補助においては補助対象となるか。

(A)

- 都道府県において、公的な研修を修了した者を有資格者として認めている場合は、補助対象とします。

■ 特別支援教育に係る活動の充実事業について

(Q) 「ハ 特別支援教育に係る活動の充実」について、「特別な支援を必要とする児童・生徒」であるかの判断に当たって、障害者手帳や医師の診断書等の公的な証明が必要か。

(A)

- 国庫補助金の補助要件として、必ずしも障害者手帳や医師の診断書等による確認を求めるものではありません。
- なお、対象児童の確認・判断時期については、対象児童生徒の確認・判断は、一般補助に係る園児数を算定する5月1日時点で行われている例が多いところ、それ以降に、障害を有していることが分かる場合もあるため、実態に即した丁寧な対応を行うことが期待されます。
- また、障害の有無の確認方法について、対象児童生徒に該当するか否かの判断に当たり、障害者手帳や医師の診断書を必須とするものではないため、巡回支援専門員等の障害に関する専門的知見を有する者による意見など、柔軟な確認方法を取り入れることが適当と考えます。

※上記取扱いは、平成30年3月20日付け事務連絡「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づく特別支援に係る補助の柔軟化・明確化についての内容と同様です。

(Q) 「ハ 特別支援教育に係る活動の充実」について、障害者手帳を取得せず、軽度知的障害や発達障害の疑いのある児童・生徒は対象となるのか。

(A)

- 国庫補助の対象として、排除する意図はありません。基準の詳細は、各都道府県の補助要件において定めることが適切と考えます。その際、上記の質問も参考にしてください。